

多重債務・貸金業に関する相談窓口

財務省福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方々からの相談に応じています。借金の状況をお聞きし、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行います。秘密厳守、相談無料です。お気軽にご相談ください。

また、国や県の登録を受けずに貸金業を営む、いわゆる「ヤミ金融」業者には十分ご注意ください。ご利用されている貸金業者の登録状況に関する問い合わせや不正に利用されている預貯金口座に関する相談も受け付けています。

- 相談窓口 福島市松木町13-2
財務省福島財務事務所 理財課
- 受付時間 月曜日～金曜日
(祝日、年末年始除く)
午前8時30分～正午、
午後1時～午後4時30分
- 電話 024-533-0064
(多重債務相談窓口専用)
- F A X 024-535-0311

FAX、メール相談専用サイトURL
http://tohoku.mof.go.jp/b2_kinyu/03_kashikin/soudanmadoguchi.html

「出前講座」のご案内

財務省福島財務事務所では、地域のコミュニティ活動や各種団体の会合などにお伺いし、「おこづかい帳をつけよう(小学生向け)」「日本の財政を考えよう(一般向け)」「金融犯罪(なりすまし詐欺など)被害防止」など様々なテーマで出前講座を行っています。

費用は一切かかりませんので、お気軽にお問い合わせください。

問 財務省福島財務事務所 総務課
☎024-535-0301

個人的私的整理ガイドラインのご案内

東日本大震災により被害を受けられた皆さまへお知らせです。「個人版私的整理ガイドライン」の利用で、震災前からの住宅ローンなどが免除されます。※債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

- 個人版私的整理ガイドラインを利用するメリット
 - (1) 生活再建に必要な資産(500万円・義援金など)は手元に残せます。
※被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。
 - (2) 弁護士などの登録専門家が手続きをサポートします。また、国の補助により弁護士費用はかかりません。
※運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。

- (3) 債務整理したことは個人情報として登録されません。
※金融機関などがガイドラインを理由として新たな借り入れを制限することはありません。

詳しい内容は、下記にお問い合わせください。

問 一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン
運営委員会
コールセンター ☎0120-380-883
(受付時間：平日午前9時～午後5時)
URL：http://www.kgl.or.jp/

広野町ファンクラブ事業「ひろぼークラブ」について

広野町では震災以降、全国各地から様々な支援をいただきました。町では、広野町を応援してくれる方々に感謝の気持ちを伝えるべく、広野町ファンクラブを設立しました。

会員になっていただいた方には、ささやかながら以下のサービスを提供します。

- ①広野町オリジナル会員証の発行
- ②メールマガジン配信サービス
会員登録の際にメールアドレスを登録することで、広野町の様々な情報(イベント情報・観光情報など)をメールで受け取ることができます。
- ③町内の協賛企業からの会員特典サービス
ひろぼークラブに協賛している町の企業(飲食

店、宿泊施設など)から会員限定のお得なサービスを受けることができます。

以下の専用サイトから会員登録が可能です。たくさんの方の会員登録お待ちしております。
※「ひろぼークラブ」の対象は広野町民以外の方となります。

ホームページ
https://hirobo-club.jp/



問 復興企画課 企画振興係
☎0240-27-1251

福島地方法務局からのお知らせ

第4回「遺言書が争いを防止する？」

Q 私には妻と3人の子供がいます。私が亡くなったときに、同居している二男夫婦に自宅を相続させたいのですがどうすればよいでしょうか？

A 遺言書を作成することをおすすめします。
遺言書を残さなかった場合、法定相続分での相続となります。相続人間での話し合い(遺産分割協議)で相続割合を変えることはできますが、もめる場合もあります。遺言書を作っておけば遺産分割協議をしなくても二男夫婦が自宅を取得できます。本来、二男の奥様には相続する権利があり

ませんが、遺言書を作成することで遺産を取得させることができます。これを「遺贈」と言います。
ただし、兄弟姉妹以外が相続人となる場合には「遺留分」という最低限相続できる財産の割合があり、これを侵害していると、遺産の取得者が他の相続人から遺留分を取り戻す請求をされることもあります。

次回は、第5回「遺産分割協議ができない？」をテーマにご案内いたします。

問 福島県司法書士会 ☎024-534-7502
福島地方法務局 ☎024-534-2045

猫に関するトラブルについて

地域住民から猫による苦情が寄せられています。

- 猫に庭や畑でフンをされる
- 庭、車などに放尿(マーキング)される
- 猫の爪で車に傷がついた
- 発情期の猫の鳴き声がうるさい など

トラブルにならないために猫を飼っている方は室内で飼うようにしましょう。

所有者が分からない、いわゆる野良猫についてはエサを与えると、その猫の管理者となります。「かわいい」や「かわいそう」だけでは管理者としての

責務は果たせているとは言えません。エサを与えるとその場所に他の猫も集まってくる。そこで繁殖を繰り返すことで手のつけられない状態になりトラブルの原因となります。

安易にエサは与えず、手をださないようお願いいたします。

また、役場および愛護センターでは猫の捕獲は行っておりません。住民の方が保護した場合、役場で預かりますのでご理解とご協力よろしく申し上げます。

問 環境防災課 ☎0240-27-2114